

砥部町下水道事業審議会における公募委員の選考に関する要領

令和5年3月16日

砥部町告示第33号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町下水道事業審議会設置条例（平成20年砥部町条例第3号）第4条第2号に規定する委員（以下「公募委員」という。）の選考について、砥部町附属機関等の委員の公募に関する要綱（平成19年砥部町告示第37号）第8条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(委員数)

第2条 公募委員数は、3人以内とする。

(応募資格)

第3条 応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 応募日現在18歳以上の者で町内に在住する者
- (2) 平日に年3回程度開催する砥部町下水道事業審議会に出席できる見込みのある者
- (3) 応募日現在で砥部町の他の3以上の附属機関等の委員でない者
- (4) 砥部町の議会議員、行政委員会の委員又は町職員でない者

(公募の方法)

第4条 委員の公募にあたっては、広報紙や町ホームページに掲載して広く周知する。

- 2 応募者は、砥部町下水道事業審議会「公募委員」応募用紙（別記様式）に必要事項を記入して、募集期間内に持参、郵送、ファクス又は電子メールで提出するものとする。

(選考会)

第5条 公募委員の候補者を選考するため、砥部町下水道事業審議会公募委員選考会（以下「選考会」という。）を置く。

- 2 選考会は、町長、副町長、上下水道課長をもって構成する。
- 3 選考会は、必要に応じ、町長が招集する。
- 4 選考会の事務局は、上下水道課に置く。

(選考基準)

第6条 公募委員は、砥部町下水道事業審議会「公募委員」応募用紙に記載されている事項を選考基準（別表）により評価して、候補者を選考する。選考にあたっては、必要に応じて面接を行う。

(選考結果の通知)

第7条 選考結果は、応募者全員に通知する。

(応募用紙の取扱い)

第8条 応募用紙に記載されている個人情報は、公募委員の募集や選考のために使用し、その目的以外に利用しないものとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

選考基準

選考会各委員が応募者の応募書類について審査する。

下水道事業審議会の職務内容に適合する意見を持つ者の中から、次表の評価項目に従い、採点し、得点合計の上位者の中から公募委員を選考する。

得点合計が同点の場合は、抽選により候補者の順位を決定する。

審査員3人の得点合計が45点（満点90点）に満たない場合は、候補者として推薦しない。

区分	審査員1人 当たり配点	審査のポイント
性別	3点	公募委員を除いた委員候補者に女性が3割以上確保できていないとき 女性に・・・3点
生年月日	3点	公募委員を除いた委員候補者に 10歳区分に分けた同世代がいないとき・・・3点 10歳区分に分けた同世代が1人しかいないとき ・・・1点
年齢	3点	30歳未満・・・3点 40歳未満・・・2点 60歳未満・・・1点
職業	3点	①町議会議員、町行政委員会委員、町職員・・・失格 ②上以外の公務員・・・1点 ③上の①②以外・・・3点
現在、あなたが選任 （応募）されている 他の附属機関等	3点	ない・・・3点 1つある・・・1点 3つ以上ある・・・失格
下水道事業に対す る意見や応募の動 機など	15点	①砥部町の下水道事業の推進に対して意欲や熱意が とても感じられる。・・・5点、感じられる。・・・3 点 ②論理に一貫性があり、まとまっていてとてもわかり やすい。・・・5点、分かりやすい。・・・3点 ③応募動機が特に優れている。・・・5点、優れてい る。・・・3点
合計	30点	

別記様式（第4条関係）

砥部町下水道事業審議会「公募委員」応募用紙

申诉日 年 月 日

砥部町下水道事業審議会委員に次のとおり応募します。

ふりがな		性 別	男 ・ 女
氏 名			
生年月日	年 月 日生	職 業	
住 所 (連絡先)	〒 一 番地 砥部町 番地 電話番号 一 一		
現在、あなたが選任（応募）されている他の附属機関等の名称	1..... 2..... 〔※３以上選任（応募）されている人は応募できません。〕		
砥部町の下水道事業に対する意見、提言や応募の動機など	(※400字程度で書いて下さい。書ききれない時は別の紙に書いて下さい。)		

1 「性別」「生年月日」「職業」欄は、幅広い年齢層、分野、性別から委員を選任するために記入していただくものです。

【問合せ先及び申込先】

〒791-2195 砥部町宮内 1392 番地 砥部町役場上下水道課下水道係

T E L 089-962-6363（係直通）、F A X 089-962-6499

メール 075jogesuido@town.tobe.ehime.jp

(注) 記入していただいた氏名や住所などの個人情報は、公募委員の選考のために使用するもので、その目的以外には使用しません。